

議案第10号

鳥取県副知事定数条例の設定について

次のとおり鳥取県副知事定数条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県副知事定数条例

副知事の定数は、1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。